

# 利用者負担月額

令和元年10月1日現在

## 保育所・認定こども園(保育部分)3歳未満児

- ◆1世帯に保育所、認定こども園、幼稚園等を利用する子どもが2人以上いて、最年長の子どもから2人目に当たる子どもが保育認定(2号・3号)子どもの場合は半額。3人目以降は無料。
- ◆C1、C3、C5、C7、C9階層(  の階層)で、生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯の場合、子どもの年齢に関係なく、第2子以降は無料。
- ◆C2、C4、C6階層(  の階層)で、生計を同じにする子どもが2人以上いる世帯の場合、子どもの年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無料。

階層	定 義	標準時間	短時間
A	生活保護世帯等	0	0
B1	市町村民税非課税	ひとり親世帯等	0
B		上記以外	0
C1	市町村民税均等割のみ課税	ひとり親世帯等	4,500
C2		上記以外	10,700
C3	48,600円未満	ひとり親世帯等	4,500
C4		上記以外	13,600
C5	48,600円以上57,700円未満	ひとり親世帯等	4,500
C6		上記以外	18,000
C7	57,700円以上59,600円未満	ひとり親世帯等	4,500
C8		上記以外	21,000
C9	59,600円以上77,101円未満	ひとり親世帯等	4,500
C10		上記以外	24,900
D1	市町村民税所得割額	77,101円以上97,000円未満	30,000
D2		97,000円以上119,900円未満	35,600
D3		119,900円以上137,100円未満	40,900
D4		137,100円以上169,000円未満	44,500
D5		169,000円以上301,000円未満	54,900
D6		301,000円以上397,000円未満	64,000
D7		397,000円以上	74,000

- ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)のいる世帯を含みます。
- 生活保護世帯等は、生活保護法による被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯です。
- 施設を利用する児童と生計を同一にする父母(又は祖父母等)の市町村民税額の合計額で、利用者負担額を決定します。
- 市町村民税所得割額は住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除前の額を適用します。
- 令和元年9月～令和2年8月は令和元年度の市町村民税、令和2年9月～令和3年8月は令和2年度の市町村民税により決定します。毎年9月が利用者負担額の切り替え時期です。

## 保育所・認定こども園(保育部分)3歳以上児 幼稚園(新制度移行)・認定こども園(教育部分)・和歌山市立幼稚園

幼児教育・保育の無償化により、0円となります。

※保育所・認定こども園(保育部分)に関しては、4月1日時点の年齢となるため年度途中で3歳に達してもその年度中は3歳未満児の利用者負担額となります。